

林業信用保証業務細則

平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号
最終改正：令和 2 年 3 月 31 日独信基 302 令和元年度第 409 号

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 36 条の規定に基づき、業務方法書第 20 条の債務保証に係る業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保証する債務)

第 2 条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下、「信用基金」という。）が保証する債務は、次条に規定する者が、第 4 条各号に掲げる融資機関から第 5 条第 1 項各号に掲げる資金の借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）をすることにより当該融資機関に対して負担する債務とする。

(被保証者の資格)

第 3 条 信用基金の被保証者となる資格を有する者は、次に掲げる者であって信用基金に出資しているもの（第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる資金については、その者が独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「信用基金法」という。）第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる者（以下「組合」という。）である場合には、その直接の構成員となっている第 1 号に掲げる者を含み、第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる資金については、その者が第 3 号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となっている第 2 号に掲げる者を含む。）であって、その持分が共有されていないものとする。

- (1) 林業者等（信用基金法第 13 条第 2 項に掲げる者及び組合をいう。以下同じ。）
- (2) 木材卸売業者等（林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下、「改善資金法」という。）第 17 条第 1 号に掲げる者、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）第 6 条第 1 項第 3 号ハに掲げる者をいう。以下同じ。）
- (3) 木材卸売業者等組合（改善資金法第 17 条第 2 号に掲げる者又は暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号ロに掲げる者をいう。以下同じ。）
- (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木材安定供給特措法」という。）第 16 条第 2 号に掲げる者

(融資機関)

第 4 条 この細則における「融資機関」とは、次の表の左欄に掲げる業務について、それぞれ同表の右欄に掲げる者をいう。

(1) 次に掲げる業務以外の業務	イ 農林中央金庫 ロ 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事業を行う森林組合で農林水産大臣及び財務大臣が指定するもの ハ 森林組合法第 101 条第 1 項第 3 号に掲げる事業を行う森林組合連合会 ニ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う事業協同組合で農林水産大臣及び財務大臣が指定するもの ホ 中小企業等協同組合法第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う協同組合連合会 ヘ 株式会社商工組合中央金庫 ト 銀行
------------------	---

	チ 信用金庫 リ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 ス 信用協同組合
(2) 改善資金法第 17 条の規定による債務保証業務	イ 農林中央金庫 ロ 森林組合法第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事業を行う森林組合で農林水産大臣が指定するもの ハ 森林組合法第 101 条第 1 項第 3 号に掲げる事業を行う森林組合連合会 ニ 中小企業等協同組合法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う事業協同組合で農林水産大臣が指定するもの ホ 中小企業等協同組合法第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う協同組合連合会 ヘ 銀行 ト 信用金庫 チ 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 リ 信用協同組合

（保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度）

第 5 条 信用基金が債務の保証を行う資金は、次に掲げる資金とする。

- (1) 出資者である林業者等（その者が組合である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で次に該当するもの
 - イ 造林又は育林のために必要な資金
 - ロ 素材の生産のために必要な資金
 - ハ 木材・木製品の製造のために必要な資金
 - ニ 林業種苗の生産のために必要な資金
 - ホ 薪炭の生産のために必要な資金
 - ヘ キのこの生産のために必要な資金
- (2) 出資者である組合がその直接の構成員となっている林業者等に対し前号に掲げる資金を貸し付けるために必要とする資金
- (3) 出資者である組合がその直接又は間接の構成員となっている林業者等にその林業の経営に必要な次に掲げる資材を供給するためにこれらの資材を購入し、保管し、又は運搬するために必要とする資金
 - イ 素材の生産のために必要な資材
 - ロ 木材・木製品の製造のために必要な資材
 - ハ 林業種苗の生産のために必要な資材
 - ニ 薪炭の生産のために必要な資材
 - ホ キのこの生産のために必要な資材
 - ヘ 林業種苗、薬剤、肥料その他の造林又は育林のために必要な資材
- (4) 出資者である木材卸売業者等及び木材卸売業者等組合（その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。）で改善資金法第 7 条第 1 項の林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施するのに必要な資金
- (5) 出資者である暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる者、木材卸売業者等及び木材卸売業者等組合（その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。）で暫定措置法第 4 条第 1 項又は第 2 項の合理化計画の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」とい

う。)が、当該認定に係る同条第3項第2号の措置(以下「合理化事業」という。)を実施するのに必要な資金で、木材の卸売のために必要なもの又は木材の取引のための市場の開設もしくは改良のために必要なもの

(6) 出資者である木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者、木材卸売業者等、木材卸売業者等組合(その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。)及び木材製品利用事業者で木材安定供給特措法第4条第1項の事業計画(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。)の認定を受けた者(以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。)が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金

2 前項の資金の借入期間の最高限度は、次の各号に掲げる資金ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 設備(ほだ木を除く。)の新設又は改良に係る資金15年

(2) 前号に掲げる資金以外の資金3年(理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合は、7年)

(3) 前2号の規定にかかわらず、事業再生支援のため全関係機関が協調してリファイナンスを行う場合のその資金全関係機関が協調して対応する期間

(4) 前3号の規定にかかわらず、第7条第1項第10号に規定する資金の借入期間の最高限度は、次に掲げるとおりとする。

ア 設備(ほだ木を除く。)の新設又は改良に係る資金15年

イ アに掲げる資金以外の資金5年(理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合は7年)

(5) 前4号の規定にかかわらず、第7条第1項第11号及び第12号に規定する資金の借入期間の最高限度は、次に掲げるとおりとする。

ア 設備(ほだ木を除く。)の新設又は改良に係る資金15年

イ アに掲げる資金以外の資金10年

3 既に信用基金の保証を受けている資金で理事長が特に認めた場合は、前項で定める借入期間の最高限度を延長することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、合理化計画認定者が、合理化事業を実施するのに必要な資金又は木材安定供給確保事業計画認定者が木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 設備資金15年

(2) 運転資金5年

5 前3項の規定にかかわらず、改善資金法の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金については、その借入期間の最高限度は、10年とする。ただし、林業・木材産業改善資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 暫定措置法第9条に規定する資金12年

(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第7条に規定する資金15年

(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第12条に規定する資金12年

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第9条に規定する資金12年

(5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条に規定する資金12年

(6) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第11条に規定する資金12年

(7) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第10条第2項に規定する資金12年

(8) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条の6第1項に規定する資金12年

(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第15条に規定する資金12年

(一被保証者についての保証の金額の最高限度)

第6条 信用基金の一被保証者についての保証の金額の最高限度は、その者の保証に係る元本の残高に係る保証の額が、次の各号に掲げる額の合計額となる場合の保証残高の合計額とする。

- (1) その者の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額
 - (2) その者の信用基金に対する払込済み出資額に、林業者等、木材卸売業者等、木材卸売業者等組合及び木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者でその者の所在地の属する都道府県の区域内に住所を有する者の信用基金への出資額の前年度末における合計に対する当該都道府県の信用基金に対する出資額の割合（その割合が100分の100を超える場合にあっては、100分の100）の15倍の値（その値が、小数点以下の端数を有する場合にあっては、端数を切り上げる。）を乗じて得た額（以下「加算額」という。）
- 2 次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、信用基金の一被保証者についての保証の金額の最高限度は、その者の保証に係る元本の残高に係る保証の額が、当該各号に掲げる額となる場合の保証残高の合計額とする。
- (1) 被保証者が組合（木材卸売業者等組合を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）である場合、当該組合の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額に加算額を加えて得た額から次号の場合における林業者等、木材卸売業者等又は木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額を差し引いた額
 - (2) 被保証者が組合の出資により保証を受ける場合、当該組合の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額に加算額を加えて得た額から当該組合の保証に係る元本の残高に係る保証の額及び林業者等、木材卸売業者等（当該被保証者を除く。）又は木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者が当該組合の出資により受ける保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額を差し引いた額

（保証の範囲）

第7条 信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高（以下「元利等の残高」という。）に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本の残高が当該各号に掲げる限度額以下である場合にあってはその保証に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額、その保証に係る借入金の元本の残高が当該各号に掲げる限度額を超える場合にあっては当該限度額に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額及び当該元本の残高のうち当該限度額を超える部分に係る元利等の残高に100分の80を乗じて得た額の合計額とすることができる。

- (1) その保証に係る資金が、改善資金法の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金である場合林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）第1条本文に定める限度額
- (2) その保証に係る資金が、暫定措置法第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）が造林又は育林を実施するのに必要な資金（林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。以下「林業経営改善資金」という。）である場合 2億円
- (3) その保証に係る資金が暫定措置法第4条第1項又は第2項の規定により認定を受けた合理化計画（以下「認定合理化計画」という。）を実施するのに必要な資金であって、資金の種類が第5条第1項各号に掲げるもの（以下「合理化資金」という。）である場合 限度額なし
- (4) その保証に係る資金が合理化資金のうち、暫定措置法第6条第1項第2号に規定する都道府県が行う資金の供給の事業に係るものであって、資金の種類が第5条第1項各号に掲げるもの（以下「木材産業等高度化推進資金」という。）である場合 5億円
- (5) その保証に係る資金が木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金（以下「木材安定供給確保事業資金」という。）である場合 限度額なし
- (6) その保証に係る資金が間伐に係る素材の生産若しくは間伐に係る素材の木材・木製品の製造のために必要な資金（以下「間伐資金」という。）である場合であって、次のすべてを満たす場合 限度額なし
 - ア 間伐材の生産又は木材・木製品の製造を営む林業者等の資金の融通の円滑化を図り、その者の経営の改善に資すると認められる資金であること
 - イ その間伐材の生産又は木材・木製品の製造が、計画的、かつ、継続的に行われ、間伐材の需要の拡大及び安定的取引に資すると認められる資金であること

- (7) その保証に係る資金が次表の区分欄に掲げる高品質な木材・木製品の製造等のために必要な資金（以下「高品質木材生産資金」という。）である場合同表の限度額欄に掲げる額（ただし、2以上の区分に該当する場合1億円）

区分	限度額
1 高次加工（プレカット、集成材加工等高次の加工又はコスト低減、バイオマスエネルギー利用等加工・利用の高度化をいう。）による木材・木製品の製造若しくは薪炭の生産、又はこれに係る素材の生産のために必要な資金	7千万円
2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた者が日本農林規格に適合した製品の生産を目的とした木材・木製品の製造のために必要な資金	5千万円
3 乾燥材（製材品については含水率25パーセント程度以下、素材については含水率100パーセント程度以下のものをいう。以下同じ。）の生産を目的とした素材の生産又は木材・木製品の製造のために必要な資金	5千万円

- (8) その保証に係る借入金の元本の残高が3千万円以下であって、理事長が特に必要と認めた場合理事長が特に認めた額
- (9) その保証に係る資金が林業種苗の生産のために必要な資金である場合であって、コンテナ苗、花粉症対策苗など次世代苗木の生産に必要な資金（以下「次世代苗木生産資金」という。）である場合 3千万円
- (10) その保証に係る資金が林野庁長官が指定する災害により被害を受けた林業者・木材産業者等が災害復旧等に必要な資金（以下「林業・木材産業災害復旧資金」という。）である場合 8千万円
- (11) その保証に係る資金が、間伐の実施又は間伐材等の利用促進もしくは木材の安定供給等に必要な資金（以下「フォレストサポート資金」という。）であって、次のすべてを満たす場合 限度額なし
- ア 自己資本が実質債務超過となっていない、または実質債務超過であっても改善の見込みがあること。
 - イ 融資機関借入金に延滞がないこと。
 - ウ 融資機関借入金総額が、原則として年商以内であること。
 - エ 平成22年3月31日までに保証の申込を受理したものであること。
- (12) 前11号に規定する資金とは別に、その保証に係る資金が、第1号から第7号に規定する要件のいずれかに該当するものその他の林業者等の経営の安定化や雇用の確保等に必要な資金として信用基金が認めるもの（以下「林業・木材産業経営安定化資金」という。）であって、次のすべてを満たす場合 8千万円
- ア 自己資本が実質債務超過となっていないこと、又は、実質債務超過であっても改善の見込みがあること。
 - イ 融資機関借入金に延滞がないこと。
 - ウ 融資機関借入金総額が、原則として年商以内であること。
 - エ 平成23年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること（ただし、その保証契約に係る資金が第2号、第3号及び第5号に規定する要件のいずれかに該当し、かつその保証期間が当該契約に対応する旧契約（その資金が第2号、第3号及び第5号に規定する要件のいずれかに該当し、かつ平成23年3月31日までに保証の申込みを受理した保証契約をいう。以下この号において同じ。）とおおむね連続しているものについては、旧契約に係る保証の申込みの際に提出された第9条第3項第2号から第4号に規定する書類に記載された当該計画の終期までに保証の申込みを受理したものであること。）。)
- 2 前項の遅延損害金は、債務保証契約で定める貸付利率により算出するものとする。

（事前相談）

第8条 信用基金は、別に定める債務保証協議事前相談取扱要領に基づき、融資機関からの申出により、事前相談に応ずることができるものとする。

（債務保証の申込み）

第8条の2 信用基金は、融資機関から貸付け（手形の割引を含む。以下同じ。）を受けようとする者の依頼によって保証する。

第9条 信用基金は、信用基金に保証を依頼しようとする者に、借入れの申込みの際に債務保証依頼書1通をその借入れの申込みをした融資機関を経由して信用基金に提出させるものとする。

2 信用基金は、融資機関が信用基金の保証によって貸付けをしようとするときは、前項の債務保証依頼書1通にその融資機関の調査意見を付した債務保証協議書1通を添付して信用基金に提出させるものとする。

3 信用基金は、前2項に定める書類の提出について、第7条第1項ただし書の規定により保証する債務の範囲をその保証に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額とする保証の依頼である場合は、保証する債務の範囲をその保証に係る元利等の残高に100分の80を乗じて得た額とする保証の債務保証依頼書及び債務保証協議書と別に提出させるほか、次の各号の書類を添付させるものとする。ただし、添付書類については、その内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変化がない場合は、添付を省略できるものとする。

(1) 第7条第1項1号（林業・木材産業改善資金）の債務に係る場合林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の写及び同認定書の写

(2) 第7条第1項2号（林業経営改善資金）の債務に係る場合林業経営改善計画認定申請書の写及び同認定書の写

(3) 第7条第1項3号（合理化資金）及び4号（木材産業等高度化推進資金）の債務に係る場合合理化計画認定申請書の写、同認定書の写及び数人共同の事業体に係る参考資料（共同体の場合に限る。）の写

(4) 第7条第1項5号（木材安定供給確保事業資金）の債務に係る場合木材安定供給確保事業計画認定申請書の写及び同認定書の写

(5) 第7条第1項6号（間伐資金）の債務に係る場合間伐材に係る事業計画書及び間伐材・間伐に係る立木購入証明書

(6) 第7条第1項7号（高品質木材生産資金）区分1の債務に係る場合高次加工品生産に係る証明書、木材生産設備確認書又は木材の高度利用に係る証明書

(7) 第7条第1項7号（高品質木材生産資金）区分2の債務に係る場合日本農林規格製品生産に係る証明書

(8) 第7条第1項7号（高品質木材生産資金）区分3の債務に係る場合乾燥材生産に係る証明書

(9) 第7条第1項9号（次世代苗木生産資金）の債務に係る場合次世代苗木生産に係る事業計画書

(10) 第7条第1項10号（林業・木材産業災害復旧資金）の債務に係る場合市町村長による罹災証明書の写し又は市町村長等による被災証明書等

4 第1項及び第2項に定める書類の提出について、第17条第4項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の場合は、「無保証人保証」申込人資格申告書を添付させるものとする。

（債務保証の承諾等）

第10条 信用基金が前条の書類を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、保証を依頼した者について実地に調査するものとする。

2 信用基金は前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証の諾否を決定し、保証を承諾することを決定したときは、債務保証書とその融資機関に交付し、かつ、保証を依頼した者に債務保証承諾書を交付するものとし、保証を拒絶することを決定したときは、その旨をその融資機関及び保証を依頼した者に通知するものとする。

3 信用基金は、前項の保証の諾否の決定に当たって必要があると認めるときは、都道府県知事又は財務大臣若しくは農林水産大臣に意見を求めるものとする。

4 信用基金は、保証を承諾することを決定したときは、被保証者の守るべき条件その他必要な事項につき被保証者から誓約書を徴求し、被保証者と特約を結ぶことがある。

（貸付の報告）

第11条 信用基金は、融資機関が信用基金の保証に係る貸付けの手続きを完了したときは、遅滞なく、貸付実行報告書を信用基金に提出させるものとする。

(保証契約の変更の申込み)

- 第 12 条 信用基金は、被保証者が、やむを得ない事情により信用基金の保証に係る借入れの弁済期限その他の弁済方法を変更し、引き続き保証を受けようとするときは、保証契約変更願書を当初の弁済期限までに当該債権者たる融資機関を通じて信用基金に提出させるものとする。
- 2 信用基金は、融資機関が前項の願書を受け、適当と認めたときは、保証契約変更願書にその融資機関の調査意見を付した保証契約変更協議書を添付して信用基金に提出させるものとする。
- 3 第 9 条第 4 項の規定は、第 1 項及び第 2 項に定める書類の提出の場合に準用する。

(保証契約の変更の承諾等)

- 第 13 条 信用基金は、前条の書類を受けたときは、遅滞なく審査し、必要があると認めるときは、被保証者について実地に調査するものとする。
- 2 信用基金は、前項の審査又は調査をしたときは、遅滞なく、その変更の諾否を決定し、変更を承諾することを決定したときは、保証契約変更書をその融資機関に交付し、かつ、被保証者に保証契約変更承諾書を交付するものとし、変更を拒絶することを決定したときは、その旨をその融資機関及び被保証者に通知するものとする。
- 3 第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定は、保証契約の変更について準用する。

(弁済方法の変更の報告)

- 第 14 条 信用基金は、融資機関が、前条第 2 項の保証契約の変更の承諾に基づいて弁済期限その他の弁済方法の変更の手続きを完了したときは、遅滞なく、保証契約変更通知書を信用基金に提出させるものとする。

(保証料)

- 第 15 条 保証料は、次表の区分欄の場合ごとに、被保証債務の額に保証料率欄に掲げる保証料率のうち、被保証者の財務状況等リスクに応じて適用するいずれかの料率を乗じて得た額とする。

区分		保証料率
1 林業・木材産業改善資金である場合	ア 1の資金である場合	年 0.10 パーセント
	イ 2の資金のうち伐採・造林一貫作業推進資金である場合	年 0.20 パーセント
2 林業経営改善資金である場合	エ 3の資金又は4の資金のうち木材産業等高度化推進資金に係る資金であって金融機関が行う同資金の貸付に必要原資の 1/2 又は 1/3 を都道府県が供給する資金である場合	年 0.30 パーセント
	オ 4の資金のうちイの資金以外の資金である場合	年 0.45 パーセント
3 合理化資金である場合	ウ 2の資金のうちイの資金以外の資金である場合	年 0.55 パーセント
	エ 3の資金のうちイの資金以外の資金である場合	年 0.65 パーセント
4 木材安定供給事業資金である場合	オ 4の資金のうちイの資金以外の資金である場合	年 0.75 パーセント
	カ 4の資金のうちイの資金以外の資金である場合	年 0.90 パーセント
上記 1, 2, 3 に掲げる資金以外の資金である場合		年 0.15 パーセント
		年 0.30 パーセント
		年 0.45 パーセント
		年 0.68 パーセント
		年 0.83 パーセント
		年 0.98 パーセント
		年 1.13 パーセント
		年 1.35 パーセント
		年 0.20 パーセント
		年 0.40 パーセント
		年 0.60 パーセント
		年 0.90 パーセント
		年 1.10 パーセント

	年 1.30 パーセント
	年 1.50 パーセント
	年 1.80 パーセント

- 2 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 保証料は、貸付けと同時に（第13条第2項の規定による承諾に基づいて弁済期限その他の弁済方法の変更があったときはその時に）被保証者から徴収するものとする。この場合において、借入期間が1年を超える資金に係る債務についての保証料については、1年ごとに分割して徴収するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第5号（木材安定供給確保事業資金）の債務に係る場合、同項第10号（林業・木材産業災害復旧資金）の債務に係る場合の債務に係る場合及び別に定めるところにより事業承継の債務に係る場合は、当初の貸付けから最大5年間保証料を免除することができることとする。
- 5 信用基金は、保証料を信用基金の保証による貸付けを行った融資機関に徴収させるものとする。ただし、保証料を分割して徴収する場合において、第2回以後に係るものは信用基金が直接徴収することがある。
- 6 信用基金は、融資機関が信用基金に代わって徴収した保証料を毎月末にとりまとめて保証料送金通知書を添付して翌月10日までに信用基金に送金させるものとする。ただし、都合によりその都度これを送金させることがある。
- 7 被保証者が、普通保証において期限前に完済した場合、又は根保証（手形割引及び当座貸越根保証を除く。第8項において同じ。）において根保証期間満了前に完済した場合には、残余の保証期間に相当する保証料の額を払い戻すものとする。
- 8 被保証者が、根保証において根保証極度額を満度に利用しなかった場合には、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すものとする。
 なお、前項に定める要件とこの項に定める要件の両方に該当する場合は、残余の保証期間に相当する保証料の額及び未利用分に相当する保証料の額の合計額を払い戻すものとする。
- 9 第7項又は前項の払い戻しにあたっては、融資機関からの請求によるものとし、その請求期間は、完済した日又は根保証期間満了日の翌日から3ヶ月以内とする。なお、利息制限法（昭和29年法律第100号）の定めを超えた保証料を払い戻す場合は、この限りではない。
- 10 払い戻す場合においては、第7項又は第8項の額から手数料として10%を控除し、当該控除後の金額が1,000円未満の場合は払い戻さないものとする。ただし、利息制限法の定めを超えた保証料を払い戻す場合は、この限りではない。

（保証料に係る違約金）

- 第16条 信用基金は、被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付期日後納付すべき金額に対し、納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の違約金については、第15条第2項の規定を準用する。

（連帯保証人等）

- 第17条 信用基金は、信用基金に保証を依頼しようとする者に、原則として連帯保証人を立てさせるほか、特に必要があると認めるときは担保を提供させるものとする。
- 2 信用基金は、融資機関が信用基金の保証による貸付けを行った後においても、前項に掲げる事項の全部又は一部を被保証者に対し請求することがある。
 - 3 第7条第1項第12号に係る資金については、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより連帯保証人を立てることを免ずることができる。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより連帯保証人を立てることを免ずるものとする。

（被保証者の通知義務）

- 第18条 信用基金は、被保証者に、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を信用基金に通知させるものとする。

- (1) 期限の利益を失い、融資機関から債務の弁済の請求を受けたとき。
- (2) 融資機関に対して負担する債務の全部又は一部を弁済したとき。
- (3) 融資機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、担保物件の変動等現債務に影響を及ぼす事由が発生したとき。
- (4) その保証に係る資金が改善資金法に定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金である場合に、改善資金法第7条第1項の規定により認定を受けた林業・木材産業改善措置に関する計画の認定が取り消されたとき。
- (5) その保証に係る資金が林業経営改善計画認定者が造林又は育林を実施するのに必要な資金である場合に、暫定措置法第3条第1項の規定により認定を受けた林業経営改善計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (6) その保証に係る資金が第5条第1項第5号に掲げる資金である場合に、認定合理化計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (7) その保証に係る資金が第5条第1項第6号に掲げる資金である場合に、認定木材安定供給事業計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。

(業務又は財産状況の報告の徴収等)

第19条 信用基金は、必要があると認めるときは、被保証者の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、調査をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めるものとする。

2 前項の場合において、被保証者は、同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

(保証債務の弁済等)

第20条 信用基金は、融資機関が被保証者につき債務の履行を困難にする事情を予見し、又は知ったときは遅滞なく信用基金に通知させるものとする。

第21条 被保証者が信用基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日(分割償還の場合は、各償還期日。以下同じ。)又は期限の利益を失った日において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、信用基金は、融資機関に信用基金が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをさせるものとする。

第22条 被保証者が信用基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から3月を経過した後なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合において、融資機関の請求があったときは、信用基金は、当該融資機関に対し、直ちに保証債務を弁済するものとする。

2 前項の請求は、代位弁済支払請求書に計算書及び証ひょう書類を添え、信用基金に提出してこれを行わせるものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を失った日から1年を経過した日以後においては、これを行わせないものとする。

3 信用基金は、必要と認めるときは、第1項の期間を短縮することがある。この場合には、その旨を融資機関に通知するものとする。

第23条 信用基金は、融資機関が被保証債務の取立てのため特別の費用を要したときは、その費用を弁済することがある。

第24条 融資機関が、被保証者の当該融資機関又は第三者に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるためのものを知って保証による貸付けを行ったときは、信用基金は、当該保証債務の弁済の義務を免れるものとする。ただし、信用基金が特別の事情があると認め、融資機関に対し承諾書を交付したときは、この限りではない。

第25条 融資機関が、故意又は重大な過失により、債権の保全を怠り、又は取立てをすることを怠ったため、被保証者から債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかつた場合においては、信用基金は、当該融資機関が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。

2 融資機関が、第22条第1項の規定により信用基金に対し、代位弁済の請求権を有するようになった日から20日以内に代位弁済支払請求書を提出しなかつた場合には、信用基金は、当該期間の満了する日の翌日以後

の遅延損害金については保証債務の履行の責めを免れるものとする。

(求償権の取得)

第 26 条 信用基金がその保証債務を弁済したときは、その時において、信用基金は当該被保証者に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 信用基金が求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を当該求償権に係る債務者に通知するものとする。

(求償権の行使方法)

第 27 条 前条第 2 項の通知をしたときは、信用基金は、その者にその求償権の行使方法を提示するものとする。

(保証債務の弁済に係る違約金)

第 28 条 信用基金が融資機関に保証債務を弁済したときは、弁済に要した費用及び求償権の残高に対し、弁済の日から納付を完了する日までの日数に応じ年 14.5 パーセント以内の割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金については、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(求償権の償却)

第 29 条 信用基金が第 26 条第 1 項の規定により取得した求償権は、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を償却することができる。

(1) 当該求償権に係る債務の債務者の破産等の理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合

(2) 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務の弁済が著く困難であると認められる場合

(雑則)

第 30 条 この細則の実施に関し必要な事項及び手続き等については、別にこれを定める。

附則

1 この細則は、業務方法書について主務大臣の認可のあった日から施行する。

2 第 15 条第 1 項の規定は、業務方法書について主務大臣の認可のあった日以降に保証の申込みを受理したものについて適用し、主務大臣の認可のあった日の前日までに保証の申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

3 その保証契約に係る資金が素材の生産のために必要な資金又は国内産木材の製材（特殊製材を含む。）のために必要な資金であり、かつ、保証期間が当該契約に対応する旧契約（解散前の林業信用基金が締結した保証契約であって、保証の範囲が 100 分の 100 であるものをいう。以下同じ。）とおおむね連続しているものに係る保証の範囲については、その保証金額が旧契約の保証金額を超えない場合に限り、平成 25 年 3 月 31 日までに保証の申込みを受理したものについて解散前の林業信用基金及び農林漁業信用基金の例によることができる。

4 前項の資金は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

(1) 素材の生産又は国内産木材の木材・木製品の製造を営む林業者等の資金の融通の円滑化を図り、その者の経営の改善に資すると認められる資金であること。

(2) その素材の生産又は木材・木製品の製造が計画的、かつ、継続的に行われ、国内産木材の生産の合理化及び供給力の向上に資すると認められる資金であること。

この場合、木材・木製品の製造にあつては次のいずれかに該当する林業者等に係る資金であること。

ア 年間の国内産木材及び外国産木材別の木材取扱量（素材換算消費量。以下同じ。）のうち国内産木材

取扱量の割合がおおむね2分の1以上であるもの。

イ 国内産木材取扱量の割合がおおむね3分の1以上であって、その取扱量がおおむね当該都道府県における木材・木製品の製造を営む林業者等の年間国内産木材取扱量の平均値以上であるもの。

ウ 国内産木材の木材・木製品の製造について付加価値の高い事業を行い、国内産木材の生産又は流通の合理化に資すると認められるもの。

- 5 第3項の資金に係る場合の債務保証依頼書には、国産材に係る事業計画書及び国産材取扱実績証明書を添付させるものとする。ただし、その内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変化がない場合は、添付を省略できるものとする。
- 6 平成15事業年度前の事業年度における一被保証者についての保証金額の最高限度については、第6条第1項第2号中「当該事業年度前の特定の事業年度（特定の事業年度は平成15事業年度を基準とし、以後3年目ごとに更新する事業年度のうち過去の直近年度をいう。）の末日における信用基金に対する」とあるのは、「平成12事業年度の末日における解散前の農林漁業信用基金に対する」と、「都道府県の信用基金に対する」とあるのは「都道府県の解散前の農林漁業信用基金に対する」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。
- 7 平成20年3月31日までに保証の申込みを受理したものについての第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「(理事長が特に必要と認めた場合は、5年)」とあるのは、「(理事長が特に必要と認めた場合は、10年)」とする。
- 8 平成16年3月31日までに保証の申込みを受理したものについての第7条第1項本文の規定の適用については、同項中「2千万円」とあるのは、「5千万円（その保証に係る資金が主として我が国の森林資源を用いて行われる素材の生産又は製材（特殊製材を含む。）のために必要な資金である場合は、7千万円）」とする。
- 9 その保証契約に係る資金が次の各号のいずれかの場合に該当する資金であり、かつ、保証期間が当該契約に対応する旧契約（平成20年5月31日までに保証の申込を受理した保証契約であって、保証の範囲が100分の100であるものをいう。以下同じ）とおおむね連続しているものに係る保証の範囲については、その保証金額が旧契約の保証金額を超えない場合に限り、従前の例によることことができる。
 - (1) 被保証者が組合である場合
 - (2) 当座貸越し根保証に係る借入金である場合
 - (3) 改正前の第7条第1項第10号に規定する借入金の元本の残高が3千万円以下である場合で理事長が特に必要と認めたときに該当する借入金である場合
- 10 前項第1号に係る前項の資金は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。
 - (1) 組合又はその直接若しくは間接の構成員となっている林業者等の資金の融通の円滑化を図り、これらの経営を改善するとともに、協業の推進に資する等のために必要とする資金であること。
 - (2) 組合員相互の利益のため、正常な組合活動を営んでいる組合（経営内容が良好で、かつ、その事業が特定の組合員に片寄らない組合）に係る資金であること。
- 11 第9項第1号に係る第9項の資金に係る場合の債務保証依頼書には、組合の概況表を添付させるものとする。ただし、その内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変化がない場合は、添付を省略できるものとする。
- 12 第9項第2号に係る第9項の資金は、本則第3条に定める組合（直営事業を営む組合に限る。）、会社又は個人であって、次のいずれかの要件を満たすものに係る資金でなければならない。
 - (1) 業歴3年以上で、申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付、割引等）が6ヶ月以上あり、最近の決算で利益（経常利益）を計上し、かつ、繰越欠損がなく、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。
 - (2) 申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付、割引等）が6ヶ月以上あり、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、本件融資条件として債権の保全が出来る十分な担保の提供があり、かつ、償還能力があると認められるもの。
 - (3) 業歴3年以上で、自己所有の事業所又は自宅等（工場等の所有不動産を含む。）があり、最近の決算で利益（経常利益）を計上しており、今後とも申込融資機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの。
- 13 第9項第3号に係る第9項の資金は、次のいずれかの要件を満たす資金でなければならない。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金の保証に係る全ての借入金の元本の残高が2千万円以下である被保証者に係る資金であること。ただし、被保証者が次の要件を全て満たす会社又は個人である場合に限る。
- ア 業歴3年以上であること。
 - イ 営業利益を計上していること。
 - ウ 売上高に対する支払利息割引料の比率が4%以下であること。
- (2) 独立行政法人農林漁業信用基金の保証に係る全ての借入金の元本の残高が3千万円以下である被保証者に係る資金であって、グリーンサポート3000保証取扱要領に定めるところにより保証するものであること。ただし、被保証者が次の要件を満たす本則第3条に定める組合（直営事業を営む組合に限る。）、会社又は個人である場合に限る。
- ア 融資機関の金融検査マニュアルに基づく信用格付上、正常先と区分されるものであること。
 - イ 代表者、企業等が求償債務者又は求償債務者の連帯保証人でないこと。
 - ウ 融資機関の取引上、延滞、条件変更等の問題がないこと。

附 則

この細則の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 平成19年11月19日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 平成20年5月31日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成20年8月19日から施行する。
- 2 平成20年8月18日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この細則の変更にかかる施行日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1項第3号の規定の変更 平成21年6月1日
- (2) 第5条第2項第3号及び第7条第1項第9号の規定の変更 平成21年6月2日

附 則

この細則の変更は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成22年6月18日から施行する。
- 2 平成22年6月17日までに融資機関が信用基金の保証に係る貸付けを行ったものについては従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までに保証の申込を受理したもの（根保証極度額を満度に利用しなかった場合において、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すこととして個別に決定した案件を除く。）は従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この細則の変更は、令和2年4月1日から施行する。